

会 議 所 ニ ュ ー ス

ホームページアドレス <http://www.beppu-cci.or.jp/>



神楽女湖花しょうぶ

目 次

○大分県時短要請協力金のご案内	2
○議員職務代行者変更のお知らせ	2
○別府市中小企業者等家賃応援金のご案内	2
○別府市宿泊事業者等水道料金減免のご案内	2
○別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給制度のご案内	2
○中小法人・個人事業者のための月次支援金のご案内	3
○小規模事業者持続化補助金のご案内	4
○事業再構築補助金二次公募のご案内	5
○Go To Eatキャンペーンおおいた味力食うぽん券 販売期間・利用期間の延長について	6
○政府系金融機関（日本政策金融公庫及び商工中金）による 実質無利子・無担保融資の期限延長について	6
○令和3年新入社員フォローアップ研修のご案内	7
○令和3年若手写真パワーアップ研修のご案内	7
○ジョブカフェ相談会日程について	7
○無料相談会のお知らせ	7
○メルマガ登録のご案内	7
○事業承継個別相談会のご案内	8
○2022年当所カレンダーに掲載する写真募集について	8

別府商工会議所

〒874-8588

大分県別府市中央町7-8

TEL:0977-25-3311 FAX:0977-26-2232

URL:<http://www.beppu-cci.or.jp/>

E-Mail:webmaster@beppu-cci.or.jp

大分県時短要請協力金のご案内

【第1期】

令和3年5月12日(水)0時
5月31日(月)24時

○対象施設

飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設等

○給付要件

- ・通常時において、夜21時から朝5時までの時間帯に営業を行っていること
- ・要請期間中において、時短要請にに応じていない日がないこと
- ・業種別ガイドラインを遵守していること
- ・お客様に「マスク会食」の呼びかけを行うこと

○給付金額

1日当たり給付額(2.5万円×7.5万円)×時短要請に応じた日数

○申請期間

令和3年6月10日(木)～
令和3年7月9日(金)まで

○申請方法

- ①電子申請
令和3年7月9日23時59分までに申請を完了してください。
- ②郵送
令和3年7月9日の消印有効

〔送付先〕

〒870-08501
大分市大手町3丁目1番1号
大分県時短要請協力金事務局 宛

第1期の申請方法及び第2期(要請期間令和3年6月1日(火)0時～6月13日(日)24時)の詳細につきましては、次のURLからご確認をお願いいたします。

・第1期詳細URL

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14300/eigyoujikanntansyukuyousei.html>

・第2期詳細URL

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14300/eigyoujikanntansyukuyouseidai2ki.html>

問合せ

大分県時短要請協力金事務局
TEL:050-6868-9518
受付時間:9時00分～18時00分(土日祝除く)

議員職務代行者変更のお知らせ

亀の井バス(株)
・ 退任 富永 彰彦 氏
・ 新任 川下英次郎 氏
(4月1日付)

別府市中小企業者等家賃応援金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者等の事業者や店舗などの家賃を支援します。

補助金額

家賃相当額の1/2(上限7か月分まで49万円)

支援対象者

- ①令和3年5月31日以前から市内において、事業を営み、事業所等を賃貸借契約等に基づき賃借していること
- ②金融機関から融資を受けて市内に事業所等を取得し、申請月において返済を行っていること

支援の要件

- ①令和3年1月から申請月のうちいずれかの月の売上が前年又は前々年同期比30%以上減少していること
- ②(令和2年5月以降開業の場合)令和3年1月から申請月のうちいずれかの月の売上が30%以上減少していること

申請期間

令和3年6月8日(火)～
令和3年8月31日(火)
(窓口持参は令和3年8月31日の午後4時まで、電子申請は午前0時まで)

申請会場

別府市役所1階レセプションホール
窓口開設:午前9時から午後4時まで(土日祝は除く)

問合せ

家賃応援金特設コールセンター
TEL:0120-0967411
(午前9時～午後4時まで、土日祝は除く)

別府市宿泊事業者等水道料金減免のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少した宿泊事業者等の水道料金を減免いたします。

支援対象者

令和3年5月31日以前から、市内で宿泊施設又は温浴施設等を営む事業者で、

- ①対象施設が、令和3年1月から申請月までのうち、いずれかの月の売上が令和2年または令和元年同期比で30%以上減少していること。
- ②対象施設が、令和2年5月以降に開業している場合で、令和3年1月から申請月までのうち、いずれかの月の売上が開業後のいずれかの月の売上から30%以上減少していること。

減免期間

令和3年6月から11月分(6か月)までに使用された水道料金・1期分(2か月)の請求で

最大50万円の減免とし、3期分の請求で最大150万円を減免します。

※下水道使用料については、減免対象になりませんのでご注意ください。

問合せ

別府市上下水道局 営業課
(平日8:30～17:00まで)
TEL:233-00361

別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給制度のご案内

別府市では、大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金をご利用する方で、一定の要件を満たす場合に、返済の際に生じる利子(6か月分)を市が負担します。

交付対象者

- 1. 大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資を受けていること。
- 2. 市内に本店 又は主たる事業所を有していること。
- 3. 税を完納していること。

※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に起因して市税の納付が困難な状況である場合は、別途ご相談ください。

対象となる利子

交付対象融資の実行の日から起算して6か月間の利子
※遅延利子等は除きます。

問合せ

別府市 産業政策課
TEL:211-1132

中小法人・個人事業者のための 月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付対象

以下、①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

給付額

中小法人等：上限20万円／月 個人事業者等：上限10万円／月

<給付額>

2019年または2020年の基準月（※1）の売上 - 2021年の対象月（※2）の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

申請期間

4月分／5月分：2021年6月中下旬～8月中下旬

6月分：2021年7月1日～8月31日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

【事前確認から申請までの手順】

●一時支援金または月次支援金を受給された方

- (1)・マイページから、必要情報を入力
- (2)・2021の対象月の売上台帳を添付

●初めての申請される方

- (1)・アカウントの申請・登録（申請ID発番）
- (1)・事前確認に必要な書類の準備
- (2)・身近な登録確認機関を一時支援金事務局のWEBサイトから検索
- (2)・登録確認機関に事前確認の依頼・事前予約（電話又はメール）
★事前予約せずに登録確認機関に訪問することは絶対に行わないでください。
- (3)・事前確認の実施
⇒TV会議／対面／電話を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認
- (4)・事前確認完了後、マイページにて必要事項の入力等を行い、事務局に申請

●月次支援金WEBサイト https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

【お問合せ先】一時支援金事務局 相談窓口（申請者専用）

・TEL：0120-211-240

・IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479

小規模事業者 持続化補助金のご案内

小規模事業者が経営計画に基づいて取り組む経費に対して、2 / 3 または 3 / 4 が補助される制度です。

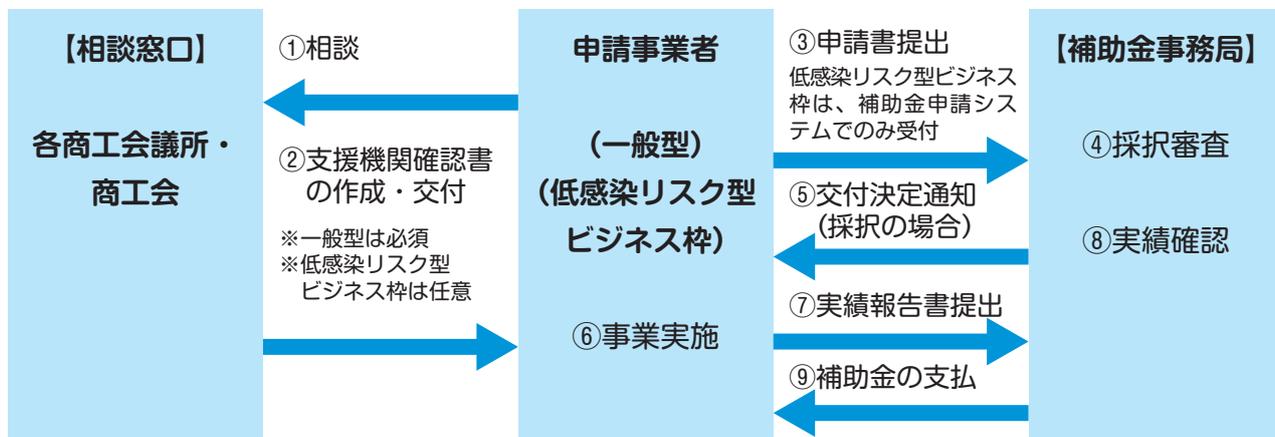
対象者 小規模事業者であること

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

制度概要

	一般型	低感染リスク型ビジネス枠
概要	小規模事業者が経営計画を作成して取り組む、販路開拓等の取り組みを支援	小規模事業者が経営計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取り組みを支援
補助上限額	50万円	100万円
補助率	2 / 3	3 / 4 ※感染防止対策費については、補助金総額の1 / 4（最大25万円）を上限に補助対象経費に計上することが可能
公募スケジュール	第6回締切 令和3年10月1日（金） 第7回締切 令和4年2月4日（金） ※当日消印有効	第2回締切 令和3年7月7日（水） 第3回締切 令和3年9月8日（水） ※申請は電子申請システム（jGrants）でのみ受け付けます。申請には「GビジネスIDプライムアカウント」の取得が必要です。

事業の流れ



お問合せ先 小規模事業者持続化補助金事務局（一般型） TEL：03-6747-4602
 // （低感染リスク型ビジネス枠） TEL：03-6731-9325
 別府商工会議所 中小企業相談所 TEL：0977-25-3311

令和2年度第3次補正 事業再構築補助金二次公募のご案内

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を
目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援します。

<対象>

1. 申請前の直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月間の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

<補助金額・補助率>

	補助金額	補助率
中小企業（通常枠）	100万円～6,000万円	2 / 3
中小企業（卒業枠）	6,000万円超～1億円	2 / 3
中小企業（通常枠）	100万円～8,000万円	1 / 2 (4,000万円超は1 / 3)
中堅企業 (グローバルV字回復枠)	8,000万円超～1億円	1 / 2

【緊急事態宣言特別枠】

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1月～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額：従業員数5人以下 100万円～500万円
従業員数6～20人 100万円～1,000万円
従業員数21人以上 100万円～1,500万円

補助率：中小企業 3 / 4、中堅企業 2 / 3

<公募期間>令和3年5月20日（木）～令和3年7月2日（金）18：00

<申請方法>

- ・申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。入力については、電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず、申請者本人がその内容を理解し、確認の上、申請してください。
- ・本事業の申請には、原則GビズIDプライムアカウントの取得が必要です。未取得の方は、必ず、利用登録を行ってください。同アカウントは、事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても使用いただけます。

※詳細については下記URLにてご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.jp/>

問合せ

事業再構築補助金事務局コールセンター
TEL：【ナビダイヤル】0570-012-088
【IP電話用】03-4216-4080

Go To Eat キャンペーン おおいた味力食うぽん券の 販売期間・利用期間の延長について

本キャンペーンの食事券販売一時停止及び利用抑制要請期間を令和3年6月13日(日)まで延長したことに伴い、販売期間及び使用期間を延長することとなりましたのでお知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によって、これらの期間を変更することもございます。

延長後の 販売期間 (予定)	令和3年4月21日(水) ～ 令和3年7月15日(木)
延長後の 利用期間 (予定)	令和3年4月21日(水) ～ 令和3年8月15日(日)

お問合せ先 Go To Eat キャンペーン大分県事務局特設コールセンター(大分商工会議所内)
TEL: 097-536-5210 営業時間: 9:30~17:30(土日祝除く)

政府系金融機関(日本政策金融公庫及び商工中金)による 実質無利子・無担保融資の期限延長について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対する、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資について、申込期限が延長されました。概要については、次のとおり。

	日本公庫 (中小事業)	商工中金 (危機対応融資)	日本公庫 (国民事業)
要件 支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月間の売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して一定程度減少すること ①▲5%であれば、低利融資 当初3年間: 基準利率▲0.9%、4年目以降: 基準利率 ※中小事業・危機対応: 1.11%→0.21%、国民事業: 1.26%→0.36% ※令和3年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律 ②さらに以下の要件を満たせば、利子補給を通じて当初3年間、実質無利子・無担保融資 小規模の個人事業主: ▲5% 小規模の法人: ▲15% その他: ▲20%		
貸付期間 (据置期間)	設備資金20年以内、運転資金15年以内 (据置期間は最大5年)		
上限額 (併用可)	3億円(実質無利子) 6億円(融資枠)	3億円(実質無利子) 6億円(融資枠)	6,000万円(実質無利子) 8,000万円(融資枠)
期限	当面今年前半まで → 当年度末まで継続(今回の措置事項)		

令和3年新入社員フォローアップ研修 「社会人に必要な職業意識を高める」 のご案内

入社後のフォローアップとして、基本的な接遇マナー・コミュニケーションスキルを身につけていただき、職業意識啓発をサポートします。
※本セミナーは新型コロナウイルスウィルス感染防止対策を講じて開催いたします。

日時 令和3年8月10日(火)
13:30~16:30
場所 別府商工会議所
大会議室
対象者 入社1年以内で概ね30歳未満の新入社員

講師 有限会社フナーフェイス
取締役 木本 須賀美氏

研修内容
● 社会人として必要な心構え(良い行動習慣と基礎力を身につける)
● 接遇マナーの体得
● ビジネスマナー
● コミュニケーションスキル(指示の受け方、報告・連絡・相談の仕方)
● ビジネスマールマナー、オンラインマナー
● 感情コントロール
定員 25名(1社3名まで)

令和3年新入社員フォローアップ研修 「職場を活性化させる リーダーにな리ませんか?」 のご案内

※本セミナーは新型コロナウイルス感染防止対策を講じて開催いたします。

日時 令和3年9月16日(木)
13:30~16:30
場所 別府商工会議所
大会議室
対象者 入社2年目以降で概ね35歳未満の若手社員
講師 特定社会保険労務士、
産業カウンセラー

研修内容
● リーダーの3大任務を知る(職場を良い方向へ導く若手社員への成長支援)
● できるリーダーの仕事进行分类する(仕事に対するモチベーション向上)
● 自分プロジェクトを作ってみよう!(今後の目標設定)
● ビジネスマール、オンラインマナー
● 感情コントロール
定員 25名(1社3名まで)

研修内容
● リーダーの3大任務を知る(職場を良い方向へ導く若手社員への成長支援)
● できるリーダーの仕事进行分类する(仕事に対するモチベーション向上)
● 自分プロジェクトを作ってみよう!(今後の目標設定)
● ビジネスマール、オンラインマナー
● 感情コントロール
定員 25名(1社3名まで)

※お申し込みは定員に達し次第締め切らせていただきます。
参加費 無料
共催 ハローワーク、公益財団法人
大分県総合雇用推進協議会
ジョブカフェおおいた本センター
(おおいた産業人財センター・
若年者地域連携事業)
ジョブカフェおおいたサテライト
(別府・中津・日田・佐伯)
お問合せ
TEL:097-548-5771
FAX:097-536-3945
(公益財団法人大分県総合雇用
推進協議会)

※お申し込みは定員に達し次第締め切らせていただきます。
参加費 無料
共催 ハローワーク、公益財団法人
大分県総合雇用推進協議会
ジョブカフェおおいた本センター
(おおいた産業人財センター・
若年者地域連携事業)
ジョブカフェおおいたサテライト
(別府・中津・日田・佐伯)
お問合せ
TEL:097-548-5771
FAX:097-536-3945
(公益財団法人大分県総合雇用
推進協議会)

ジョブカフェおおいた別府サテライト 出張相談会を開催 参加費は無料

別府サテライトでは、就職相談や企業情報、就職支援情報の提供を行うため、毎月市役所とハローワークにて、出張相談会を開催しています。参加費は無料。7月の開催は次のとおり。

▼日時 7月14日(水)
午後1時~午後4時

▼場所 別府市上下水道局
3階大会議室

▼日時 7月15日(木)
午後1時半~午後4時半

▼場所 ハローワーク別府
2階会議室

▼対象者 おおむね49歳未満の求職者(学生含む)とその家族。
※予約がなくてもご相談いただけますが、予約された方を優先致します。

▼問合せ
別府商工会議所
ジョブカフェおおいた
(0977-27-5988)



無料相談会のお知らせ

当所では、税務や法律上の問題に対して、税理士や弁護士がアドバイスを行う相談会を実施しています。問い合わせは、中小企業相談所(25)3311まで

◆法律相談

日時 毎月第3水曜日
14:00~16:00(要予約)

場所 別府商工会議所 会議室
内容 商売上の債権回収や契約トラブルなどに関する相談

相談料 無料(1組30分)

◆税務相談

日時 随時(要予約)

場所 本所提携税理士事務所
相談料 無料

◆メルマガ登録のご案内

当所では、会議所事業や各種制度、施策、セミナーなどタイムリーな情報提供を目的に月に2回(原則1日と15日)「メルマガジン」を配信しています。

配信を希望される事業所は、
「webmaster@heppu-cci.or.jp」
まで、件名に「メルマガジン
配信希望」と記載し送付ください。
いただいたメールアドレスは、
当所からの事業案内にあたるの
メール配信にのみ使用します。

後継者不在も含め、事業承継に関する
お悩みや疑問の解決をお手伝いいたします

事業承継個別相談会



相談
無料

秘密
厳守

開催日 令和3年8月17日（火）、11月16日（火）、令和4年2月22日（火）

時間 9:00~16:00（※事前予約制）
① 9:00~10:30 ② 10:30~12:00
③ 13:00~14:30 ④ 14:30~16:00

場所 別府商工会議所 3F 会議室

対象者 事業承継でお悩みの経営者様、後継者不在にお悩みの経営者様、
経営者保証でお悩みの経営者様、その他事業承継全般の相談

対応者 大分県事業承継・引継ぎ支援センター 岩崎 美紀

主催 大分県事業承継・引継ぎ支援センター

協力 別府商工会議所

申込・問合せ先

E-mail : webmaster@beppu-cci.or.jp

電話番号 : 0977-25-3311 (担当 : 小野・井元)

2022年（令和4年）の
別府商工会議所カレンダーに
掲載する写真を募集します

当所が作成する2022年（令和4年）のカレンダーに掲載する別府の風景、自然、イベントなどの写真を募集します。四季折々の別府らしい写真のご応募をお待ちしています。

〈応募方法〉

対象

会員事業所、その代表者や従業員または家族、その他別府市在住の方

期間

2021年8月31日（火）まで

提出物

作品（CD-R等にデータで記録）と応募用紙

〈作品〉

- ・写真は、「別府の風景、自然街並み、イベント、まつり」などを応募

〈応募用紙〉

- ・別府商工会議所の窓口、又は、ホームページからダウンロードもできます

応募

別府商工会議所 企画観光事業部に持参または郵送

〈募集作品〉

別府らしい風景や自然、イベントなどを、原則、横位置で撮影したもの

〈その他〉

- ・採用された方には、記念品（当所会員事業所の商品）とカレンダーを贈呈。
- ・一人何点でも応募可能。

・応募のあった作品を会議所内で選定し採用作品を決定

〈応募・問い合わせ先〉

別府商工会議所 企画観光事業部
担当：野口・福澤
電話：0977-25-3311

カレンダーデザイン
（2021年）

